

令和6年6月26日

会員各位

(仮称) 石川県木材産業強化協議会
公益社団法人石川県木材産業振興協会
代表理事 通善 一洋

(仮称) 石川県木材産業強化協議会第1回協議会の開催について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、本県の森林・林業・木材産業の振興のため、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年能登半島地震の復興等の建築物需要に石川県産材を積極的に使ってもらえるよう、能登地域をはじめとした木材産業関係者による供給体制を強化することを目的として、別添規約(案)のとおり協議会を設立したく、第1回協議会を下記にて開催いたします。

業務繁忙の折誠に恐縮ではございますが、本協議会の趣旨にご賛同いただける場合は、別紙により出欠を7月3日(水)までにご報告のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 開催日時 令和6年7月9日(火) 13:30~14:30
2. 開催場所 協同組合能登木材総合センター
(穴水町字麦ヶ浦17-6-1)
3. 議題
 - (1) 事業の概要について
 - (2) 意見交換

石川県木材産業振興協会 行
Email: iskenmoku@kenmoku-ishikawa.jp
FAX: 076-238-7725

■ (仮称) 石川県木材産業強化協議会 第1回協議会に

出 席 ・ 欠 席 します。

(いずれかに○をお願いいたします)

令和6年 月 日

所属・会社名

役職・氏名

大変恐縮ですが、7月3日(水)までにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

なお、業務効率化のためメールにてご連絡しています。ご了承賜るとともに、ご出席の方で今後、強化協議会に関するご案内について特に指定がありましたら下記にご記載願います。

メールアドレス：

お問合せ：
石川県木材産業振興協会 下平
TEL: 076-238-7746 Mail: iskenmoku@kenmoku-ishikawa.jp
石川県農林水産部森林管理課 木本
TEL: 076-225-1643 Mail: kshota@pref.ishikawa.lg.jp

(仮称) 石川県木材産業強化協議会 規約 (案)

(名称)

第1条 本会は、(仮称) 石川県木材産業強化協議会 (以下「協議会」という。) と称する。

(目的)

第2条 協議会は、令和6年能登半島地震の復興等の建築物需要に石川県産材 (以下「県産材」という。) を積極的に使ってもらえるよう、能登地域をはじめとした製材業者及び木材流通業者 (以下「木材産業関係者」という。) による県産材の供給体制を強化することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、木材加工の先進事例の共有のほか、生産・加工の効率化や収益向上に向けた方策の検討を行う。

(委員)

第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益社団法人石川県木材産業振興協会
- (2) 石川県内の木材産業関係者
- (3) 石川県農林水産部森林管理課
- (4) その他、協議会において認められたもの

(役員の数及び選任)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(役員報酬)

第7条 協議会の委員は、無報酬とする。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、その後任の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(会議)

第9条 会議は、必要に応じて随時開催し、会長が会員を招集する。

- 2 会議においては、会長が議長となる。会長が欠席の場合は副会長が議長となる。
- 3 会議は、会員の2分の1以上の出席で成立する。
- 4 その他の必要な事項はその都度協議会において定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を行うため、公益社団法人石川県木材産業振興協会内に事務局を置く。

附則

- (1) この規約は、協議会設立の日（令和6年7月 日）から施行する。